

(第四部)

第七回 参議院法務委員会會議録第三十二号

(五三四)

昭和二十五年四月二十六日(水曜日)午後二時一分開会

委員の異動

本日委員有原幹市郎君辞任につき、その補欠として鈴木安孝君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○土地台帳法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○弁護士法第五條第三号に規定する太字を定める法律案(衆議院提出)

○商法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員(伊藤修吉) それではこれより法務委員会を開きます。弁護士法第五條第三号に規定する太字を定める法律案、土地台帳法等の一部を改正する法律案、株式の名義書換に関する法律案、商法の一部を改正する法律案、矯正保護作業の運営及び利用に関する法律案、以上五件を一括して議題に供します。前同に引続きまして質疑を続行いたします。先ず土地台帳法等の一部を改正する法律案について質疑に入ります。

○委員(伊藤修吉) どうですか、これは政府委員にお伺いしますが、地方税法が通る前にこの法案を通すことは可能ですか、可能でないですか。

○政府委員(村上朝一君) この法案の内容は、地方税法が成立することを前提としてきておりますので、地方税法が若し成立しない、これだけ成立

するということになりますと、実施できない部分が出て来ると思います。

○委員(伊藤修吉) 御承知の通り、地方税法が会期の末に一杯につかる

んところがあるのですが、そのあとへこの土地台帳法を上げるといふことが不可能なような状態に入るのじやないか、こういうことを懸念するのですが、これは本法の施行を地方税法の施行にかけたらどうか、そういふ点も考慮になつたとはならないですか。

○委員(伊藤修吉) 今、土地台帳法です。やはり今委員長の仰せになられた通りでありますから、これは見通しの問題であつて分らぬでなければ、通るといふつもりで出て来ているのですから、今も言われますように、あとに行かぬと思つていますが、如何にも向うが通らなかつた場合において、突然に

○委員(伊藤修吉) 私もそう考へてゐるのです。事実上會であつたように、時間一杯に地方税法についての本会議が継続された場合に、これを上げざるを得ないようなことになることを慮るのですが、本委員会として審議して格別、まあ委員の方の御意向もありますが、そういう大体の考へ方は持つてゐるのですが、恐らくは野党

○委員(伊藤修吉) 通記を始めて……他に何か本法案についての御質問ありませんか……では、なければ、この程度にいたしまして、只今の趣旨に従つてそれ〴〵手続いたして、改めて御協議を願うことにいたします。

○委員(伊藤修吉) それでは次に、弁護士法第五條第三号に規定する太字を定める法律案につきまして質疑を続行いたします。通記を止めて……

(通記中止)

○委員(伊藤修吉) 通記を始めて……では、只今御審議にありましたよう〴〵手続をとることにいたしました。この際ちよつと御報告申上げて置きます。

○委員(伊藤修吉) ちよつと通記を止めて下さい。

○政府委員(岡田英一君) ちよつと通記を止めて下さい。

るものが想像されるのですがね。

○大野幸一君 それでまあ條件的に、立法技術としてはいいのですか。

○委員(伊藤修吉) いやその点を今伺つてゐるのです。

○大野幸一君 地方税法というまだできていないものを……これは併し地方税法が通つてから、来国会というわけにはいかないのでしょうか、これは通記をとつていいのですか。

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて下さい。

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて下さい。

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて下さい。

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて下さい。

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて下さい。

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて下さい。

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて下さい。

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて下さい。

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて下さい。

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて下さい。

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて下さい。

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて下さい。

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて下さい。

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて下さい。

ますが、矯正保護作業の運営及び利用に関する法律案は、どうも衆議院において渡されそうな状態でありまして、御報告申上げて置きます。

○委員(伊藤修吉) 次に、商法の一部を改正する法律案を、前同に引続きまして質疑を続行いたします。

○大野幸一君 何か商法の一部を改正する法律案について、GHQから委員長は何が聞きたいといふことを報告されたのですか。

○委員(伊藤修吉) まだ参りません。実は今日会いたいといふことと、こちらは會うという態勢を整えたところが忙しくて会えない、こういう返事がありましたものから、その態勢を解いたわけでありまして、そういう今日改めて、実は昨日そういう話じやなかつた、今日は会いたいという話だつた、どこかで行進つたわけですから、今日は是非といふことで、急に参りましたので、こちらの時間の繰合せができませんでしたから、明日の午前十時に会談いたしましたその結果は、又御報告申上げます。勿論これは理事の方でも御同行願えれば願いたい、こういうことになつておりますから……商法について一般の御質問はありますか。

○政府委員(岡田英一君) ちよつと通記を止めて下さい。

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

○委員(伊藤修吉) 通記を止めて……

る法律制定反対の陳情(第四一六号)

第二二二九号 昭和二十五年四月十八日受理

矯正作業の運営および利用に関する法律制定反対の請願

請願者 熊本市米屋町一ノ一六

熊本県印刷工業協同組合 理事長 木村次平

紹介議員 深水 六郎君

政府は、刑務所における受刑者の矯正作業によつて、官公庁ならびに地方公共自治体の諸作業を一手に引き受ける制度を立法化しこれを強制しようとしている由であるが、このような制度が実施されると、民間印刷市場の印刷価格に混乱を生じて、小規模な地方印刷業は重大なる打撃を受け、民間企業の圧迫となるばかりでなく、官用事業を独占する虞があるから、就職指導を根本精神とする矯正作業の本来の使命にかんがみ、矯正作業の運営および利用に関する法律制定を取り止められたいとの請願。

第二一四七号 昭和二十五年四月十八日受理

甲府地方裁判所谷村支部を甲号支部に昇格等の請願

請願者 山梨県南都留郡谷村町 長 宮澤麟作外二十七名

紹介議員 小宮山常吉君

甲府地方裁判所谷村支部は、乙号支部のため、多数の権限外の民刑事事件については、訴訟関係者は甲府市に出向かなければならないが、当地方から甲府市までは、中央線を利用して約三時間を要し、東京都に達する時間と大

差がなく、関係者の時間的、経済的負担はばく大であり、かつ裁判の迅速化にも非常な支障となつてゐるから、同支部を甲号支部に昇格せられるとともに裁判官の定員を増加せられたいとの請願。

第四一六号 昭和二十五年四月十四日受理

矯正作業の運営および利用に関する法律制定反対の陳情

陳情者 佐賀市蓮池町七八佐賀県印刷紙製品協同組合 理事長 東島忠三

政府は今回矯正作業の運営および利用に関する法律を制定し、官公庁ならびに地方公共自治体の印刷物を刑務所で独占受託する由であるが、その影響は大きく、民間業者の経営を危機に陥れるものであるから、このような民業圧迫の法律制定を取り止められたいとの陳情。